

ふじのくに未来財団助成事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふじのくに未来財団（以下「財団」とする）の助成事業に係る事務及び事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、寄付金とは、財団の趣旨に賛同して行われた現金による寄付をいうものとする。

第2章 助成事業原資の造成

(助成事業原資の造成)

第3条 助成事業原資は県民等からの寄付金及びこの財団の運用から生ずる収益をもって造成する。

(寄付金の受入れ)

第4条 寄付しようとする者は、原則として、別に定める納付書により寄付を行うものとする。

2 寄付者から申し出がある場合は、寄付の使途に関する希望を添えた寄付金を受け入れができるものとする。

(寄付金の受付窓口)

第5条 寄付金の受付窓口は、現金の場合は事務局又は財団が指定した金融機関とする。

(寄付金の不返還)

第6条 財団に納付された寄付金は、いかなる場合も返還しない。ただし、反社会的活動団体からの寄付が判明した場合、財団は寄付申し出を辞退し寄付金は返還する。

第3章 寄付金の処分

(寄付金の処分)

第7条 寄付金は、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な課題解決に取り組む特定非営利活動、その他の社会貢献活動を促進するために実施する。ふじのくに未来財団助成事業は次のとおりとし、その金額は毎年度の寄付額で定める額と

する。

- (1) テーマ指定助成事業
- (2) 団体指定助成事業
- (3) 冠基金助成事業
- (4) 災害支援助成事業

第4章 助成事業の運営

(選考委員会の設置)

第8条 助成事業の透明性の確保と運営の円滑化のため、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、別に定めるところにより、代表理事が委嘱するものとする。
- 3 委員会は、別に定める業務を行うものとする。

第5章 その他

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成事業に係る事務及び事業の実施に関し必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成31年3月8日から施行する。